

藤岡市農業委員会

令和7年第2回

定例会議事録

令和7年2月5日招集

## 令和7年藤岡市農業委員会第2回定例会議事録

令和7年2月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第2回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 9号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について  
議案第 10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について  
議案第 11号 令和7年度農作業受委託料金標準額について  
議案第 12号 藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に対する意見について  
報告第 3号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 4号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員] (14名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 飯塚 光   | 2番 武藤 賢太郎 | 3番 秋谷 房江  | 4番 松村 敏恵  |
| 5番 清水 淑朗  | 6番 田沼 範明  | 7番 浅見 健司  | 8番 山口 暁   |
| 9番 清水 春樹  | 10番 中村 章弘 | 11番 折茂 新一 | 12番 鈴木 儀幸 |
| 13番 川村 信行 | 14番 塚本 欣吾 |           |           |

### [出席農地利用最適化推進委員] (4名)

- |          |          |          |           |
|----------|----------|----------|-----------|
| 1番 飯塚 敬明 | 3番 根岸 秀利 | 5番 渡邊 義晴 | 16番 黒澤 松博 |
|----------|----------|----------|-----------|

### [事務局]

- |         |       |        |        |
|---------|-------|--------|--------|
| 事務局 長   | 横田 道明 | 事務局 次長 | 真下 和弘  |
| 次長補佐兼係長 | 春山 崇  | 係長代理   | 宮原 優雅子 |
| 係長代理    | 笠原 諒亮 |        |        |

(開会13時27分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和7年 第2回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、

この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和7年第2回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。1番 飯塚委員、2番 武藤委員、の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時32分)

(再開13時47分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は中栗須のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、中栗須の農地1筆、面積410㎡を遺贈にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第6号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第6号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第6号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号2番の1件です。整理番号2番は市外のOさんが、所有権を見直し、営農を開始するため、立石の農地1筆、面積231㎡を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第6号整理番号2番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第6号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第6号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から2番の2件です。整理番号1番は藤岡のAさんが、上戸塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地(指定集落内建物)として転用するもので、農地2筆、面積420㎡、農地区分は第一種農地ですが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は市外の法人が、上日野の農地を売買で取得し太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積776㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第7号整理番号1番から2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番の1件です。整理番号3番は、市内の法人が、藤岡の農地を売買にて取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地1筆、面積1,607㎡、農地区分は第二種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第7号整理番号3番について2班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第7号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第7号整理番号3番は許可と決定します。続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。議案第8号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。4ページの計画につきましては、農地の貸借の際に中間管理機構を間に挟まず、直接借人と貸人が貸借を結ぶ場合に作成される計画で、今回の対象地は14件です。以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　ただ今、議案第 8 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 　特に意見もないようですので、採決します。議案第 8 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でありますので、議案第 8 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 9 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 　はい、ご説明いたします。議案書 6 ページをご覧ください。議案第 9 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 22 件です。以上で、議案第 9 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 　ただ今、議案第 9 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

<関係委員退席>

議長 　それでは何か意見がありましたら、お願いします。

（意見なし）

議長 　特に意見もないようですので、採決します。議案第 9 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 挙手多数でありますので、議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 続きまして、議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書8ページから9ページをご覧ください。議案第10号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したもので、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画となっており、農業委員会には計画の要請の承認を求めているものです。8ページの計画につきましては、議案第9号の様式とほぼ同様ですが、地域計画に含まれる農地に係わる利用集積計画であり、中間管理機構を通して貸し借りされている農地に係わる計画で、本市では地域計画が3月に公示予定であるため、予定として審議いただくものです。今回の対象地は18件です。9ページの計画につきましては中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は4件ですが、変更後の借人は3名となります。以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長 ただ今、議案第10号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に関係する委員は審議終了まで退席をお願いします。

<関係委員退席>

議長 それでは何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第11号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めること

を農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 次に、議案第 11 号令和 7 年度農作業受委託料金標準額について上程します。事務局より説明願います。

事務局 議案書の 10 ページをご覧ください。議案第 11 号「令和 7 年度農作業受委託料金標準額について」ご説明いたします。この標準額は、農家間等での農作業の受委託をスムーズに行うために、目安となる額を毎年設定しているものでございます。この標準額の設定にあたりましては、1 月 27 日に設定協議会を開催しましてご覧のとおり案を作成しましたので、農業委員会の決定をいただくものでございます。設定協議会のメンバーですが、浅見会長、山口職務代理、農業委員会事務局長の他、JA たのふじ営農経済部長と農業指導センター長、藤岡市役所農政課長となっております。項目ごとの説明は省略させていただきますが、昨年度と比べて、約半数の項目で据え置き、その他機械請負等で 500 円程度の増額となっております。料金設定については、近隣市の高崎市、安中市、富岡市の標準額を参考に群馬県最低賃金や燃料単価の推移を考慮し検討を行った結果、同程度の金額とする方向で検討を行いました。決定後は、市の広報と農業委員会ホームページに掲載をさせていただきます。簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。

議長 ただ今、議案第 11 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 11 号令和 7 年度農作業受委託料金標準額について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 11 号令和 7 年度農作業受委託料金標準額については原案のとおり決定します。次に、議案第 12 号藤岡農業振興地域整備計画（重要変更）に対する意見について上程します。農政課より担当者が来ておりますので説明をお願いします。

農政課 農政課の黒岩と申します。私から農業振興地域整備計画（重要変更）の概要説明をさせていただきます。配布した紙の資料 重要変更申出書一覧をご覧ください。今回の重要変更申出は除外 11 件であります。除外申出番号 1 番から順に説明します。申出番号 1 番の欄をご覧ください。申出人（土地所有者）は、S さんで、申出地は神流地区の 2 筆、地目は畑、除外

面積は2筆合計で1,810㎡となります。変更理由は露天資材置場用地で、利用者は市内の法人です。タブレットの除外①の土地利用計画図をご覧ください。赤く表示してある部分が今回の申出地で、左側（西側）の青色の部分が既存の資材置場及び重機置場となります。申出の概要としては、市内の法人は土木及び管工事業を営んでいます。既存の資材置場を拡張し露天資材置場として利用したいとのことで、工事で発生する残土と埋め戻し用の砂利の置場として利用したいとのことです。農振除外の6要件の1号要件は規模の妥当性となりますが、残土の置場の高さは1メートル以下で埋め戻し用の砂利等の資材置場として1,810㎡が必要とのことで、適当な規模と判断しました。タブレットの次ページ、除外①の航空写真図をご覧ください。申出地は集団の農用地の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、除外転用されても3号・4号要件の農用地の集団化や農業利用、担い手への利用集積について支障はないと判断しました。5号・6号要件の土地改良施設は該当ありません。以上、6要件の全てと他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、申出番号2番を説明します。紙資料一覧表の申出番号2番の欄をご覧ください。申出人（土地所有者）はTさんで、申出地は美九里地区の2筆で、地目は畑、除外面積は2筆合計で3,306㎡となります。変更理由は露天駐車場及び露天資材置場用地で、利用者は市内の法人です。申出の概要としては、市内の法人は中古の自動車及び建設用重機等の販売及び輸出入業を営んでいます。申出地を露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとのことです。タブレットの次ページ、除外②の土地利用計画図をご覧ください。ブルドーザーやユンボ、クレーン車等の中古の建設重機車両の駐車場等を計画しています。農振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、建設重機車両44台分の駐車スペースと資材置場と通路等で3,306㎡が必要との申出で、適当な規模と判断しました。タブレットの次ページ、除外②の航空写真図をご覧ください。申出地は集団の農用地の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、除外転用されても3号・4号要件の農用地の集団化や農業利用、担い手への利用集積について、支障はないと判断しました。5号・6号要件の土地改良施設は該当ありません。以上、6要件の全てと他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、紙資料一覧表の申出番号3番と4番欄をご覧ください。申出番号3番と4番は同一農地であり、関連がありますので、併せて、説明させていただきます。申出人（土地所有者）は、Kさんで申出地は平井地区、地目は畑で、面積は1,065㎡です。申出番号3は土地所有者の長男となるKさんの分家住宅用地として、1,065㎡の内495㎡を除外したいとの申出で、申出番号4は所有者の孫となるFさんの分家住宅用地として、1,065㎡の内330㎡を除外したいとの申出であります。タブレットの次のページ、除外③の土地利用計画図をご覧ください。長男Kさんの分家住宅の土地利用計画図となります。分家住宅1棟と自動車2台分の駐車場を計画しており、農振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、分家住宅用地495㎡は適当な規模と判断しました。次ページ、除外③の航空写真図をご覧ください。申出地は集団の農用地の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、除

外転用されても3号・4号要件の農用地の集団化や農業利用、担い手への利用集積について、支障はないと判断しました。5号・6号要件の土地改良施設は該当ありません。以上、6要件の全てと他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、次ページ、除外④の土地利用計画図をご覧ください。所有者の孫となるFさんの分家住宅用地となります。住宅1棟と自動車2台分の駐車場を計画しており、農振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、分家住宅用地330㎡の申出は適当な規模と判断しました。次ページ、除外④の航空写真図をご覧ください。申出地は先に説明した申出番号③の西側の一部分となります。申出番号③と同じく、集団の農用地の縁辺部に位置しており、除外転用されても6要件の全てと他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、申出番号5番を説明します。紙資料一覧表の申出番号5番の欄をご覧ください。申出人（土地所有者）はOさんで、申出地は美土里地区4筆で、地目は田、除外面積は4筆合計で797㎡となります。変更理由は露天駐車場及び露天資材置場用地で、利用者は市内の法人です。申出の概要としては、市内の法人は建設工事業を営んでいます。申出地を業務用の露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとのことです。現在、事務所の建設計画を進めており、新たな事務所建設に伴い従業員や業務用車両の駐車場、各種建設資材の置場が不足することから新たに露天駐車場用地及び露天資材置場を確保したいとの申出であります。タブレットの次ページ、除外⑤の土地利用計画図をご覧ください。下側の黒色表示している部分が既存の事務所等の事業用地で、その北側の隣接地を駐車場や資材置場として利用したいとの申出です。農振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、従業員用の駐車場5台分と業務用の駐車場6台分の駐車スペース、資材置場で797㎡が必要という申出で、適当な規模と判断しました。タブレットの次ページ、除外⑤の航空写真図をご覧ください。申出地は、集団の農用地の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、申出地が除外転用されても3号・4号要件の農用地の集団化や農業利用、担い手への利用集積について支障はないと判断しました。5号・6号要件の土地改良施設は該当ありません。以上、6要件の全てと他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、紙資料の一覧表、申出番号6番と7番の欄をご覧ください。申出番号6番と7番は同一農地で関連がありますので、併せて説明させていただきます。申出人（土地所有者）は、Sさんで、申出地は平井地区、地目は畑、面積は339㎡となります。土地利用者Tさんは、申出地の北側の隣接地に居住していますが、その自宅兼事務所で会社の代表取締役を務めながら浄化槽等の保守点検清掃業を営んでいます。現在の自宅兼事務所敷地は、駐車スペースが狭いため敷地を拡張し、申出番号6はTさん個人の自家用車のガレージ（車庫）用地に339㎡の内160㎡を除外。申出番号7は、339㎡の内、残地となる179㎡を会社の業務用露天駐車場として利用したいとの申出であります。タブレットの次のページ、除外⑥の土地利用計画図をご覧ください。Tさん個人の土地利用計画図となります。上部の黒色で表示されている建物が既存の自宅兼会社の事務所となります。除外6の申出は、宅地を拡張しT氏個人の自家用車4台

分のガレージ（車庫）の転用となります。農振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、ガレージ敷地160㎡は適当な規模と判断しました。次ページ、除外⑥の航空写真図をご覧ください。申出地は集団の農用地の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、申出地が除外転用されても3号・4号要件の農用地の集団化や農業利用、担い手への利用集積について支障はないと判断しました。5号・6号要件の土地改良施設は該当ありません。以上、6要件の全てと、他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、次ページ、除外⑦の土地利用計画図をご覧ください。申出地は除外⑥で説明した北側の残地となる場所で、除外⑥のT氏が代表を務める会社の業務用の露天駐車場用地として利用したいとのことです。普通自動車3台分と10tトラック1台分の露天駐車場として利用する計画で、農振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、露天駐車場用地178㎡は適当な規模と判断しました。次ページ、除外⑦の航空写真図をご覧ください。申出地は先に説明した申出番号⑥の北側の残地となります。申出番号⑥と同じく、集団の農用地の縁辺部に位置しており、除外転用されても6要件の全てと他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、申出番号8番を説明します。紙資料一覧表の申出番号8番の欄をご覧ください。申出人（土地所有者）はFさんで、申出地は神流地区、地目は畑、除外面積は805㎡となります。除外理由は、農家住宅用地で、利用者はMさん世帯となります。申出の概要としては、M氏は申出地の東側に隣接する農地で花卉のハウス栽培をしています。現在、伊勢崎市に居住しており、藤岡市まで通いながら農業をしている状況で、既存のハウスの隣接地に農家住宅を建設し藤岡市に居住したいとの申出であります。タブレットの次ページ、除外⑧の土地利用計画図をご覧ください。農家住宅1棟と農作業スペース及び従業員用の自動車4台分や自家用車(トラック等)6台の駐車スペースを設ける農家住宅用地として計画しており、農振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、農家住宅用地として805㎡は、適当な規模と判断しました。タブレットの次ページ、除外⑧の航空写真図をご覧ください。赤く表示してある部分が申出地で、その東側に隣接する青色表示してある場所が、M氏が花卉栽培をしているハウスのある農地となります。申出地は集団の農用地の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、申出地が除外転用されても3号・4号要件の農用地の集団化や農業利用、担い手への利用集積については、支障はないと判断しました。5号・6号要件の土地改良施設は該当ありません。以上、6要件の全てと他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、申出番号9番を説明します。紙資料一覧表の申出番号9番の欄をご覧ください。申出人（土地所有者）はTさんで、申出地は藤岡地区、地目は畑、除外面積は1,219㎡の内498㎡となります。除外理由は分家住宅用地で、利用者はSさん世帯となります。除外申出の概要としては、土地利用者Sさんは土地所有者（Tさん）の長女で、現在、借家に居住しているが土地所有者の長女世帯が居住するための分家住宅を建設したいとの申出であります。タブレットの次ページ、除外⑨の土地利用計画図をご覧ください。分家住宅1棟と自動車2台分駐車スペースを計画し

ており、農振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、分家住宅用地498㎡は、適当な規模と判断しました。タブレットの次ページ、除外⑨の航空写真図をご覧ください。赤く表示してある部分が申出地で、申出地の西側は法人の資材置場となっており、道路を挟んで集団の農用地の縁辺部に位置しており、連担性の阻害を招く恐れはなく、除外転用されても3号・4号要件の農用地の集団化や農業利用、担い手への利用集積については支障はないと判断しました。5号・6号要件の土地改良施設は該当ありません。以上、6要件の全てと他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので除外もやむを得ないと考えています。続きまして、申出番号10番を説明します。紙資料一覧表の申出番号10番の欄をご覧ください。申出人（土地所有者）はTさんで、申出地は小野地区、地目は田、除外面積は1,611㎡となります。除外理由は、露天駐車場及び露天資材置場で、利用者はSさんです。除外申出の概要としては、利用者（Sさん）は、市が経営者を募集している藤岡インターチェンジ周辺農園団地においてイチゴ栽培を始めました。これからイチゴの収穫・販売が本格化するなかで、直売には来客用の駐車場の確保が必要で、併せて従業員用駐車場及び資材置場も不足するため、露天駐車場及び資材置場として利用したいとの申出であります。タブレットの次ページ、除外⑩の土地利用計画図をご覧ください。直売来客者用と従業員用の駐車場（20台分）、直売スペース、資材置場、通路及び回り場で、1,611㎡が必要との申出で、農振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、適当な規模と判断しました。タブレットの次ページ、除外⑩の航空写真図をご覧ください。赤く表示してある部分が申出地で、その下の青く表示しているところがSさんのイチゴ栽培ハウスとなります。申出地は集団の農用地の縁辺部に位置しており、連担性の阻害や混在化を招く恐れはなく、申出地が除外転用されても3号・4号要件の農用地の集団化や農業利用、担い手への利用集積について支障はないと判断しました。5号・6号要件の土地改良施設としては、中村堰土地改良区が管理する農業用水路がありますが、工事にあたっては土地改良施設を毀損しないよう、また用水の機能に影響を及ぼすことがないよう施工するとのことです。以上、6要件の全てと他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。続きまして、申出番号11番を説明します。紙資料一覧表の申出番号11番の欄をご覧ください。申出人（土地所有者）はKさんで、申出地は小野地区、地目は田、除外面積は2,022㎡となります。除外理由は露天駐車場及び露天資材置場で、利用者はIさんです。除外申出の概要としては、利用者（Iさん）は、市が経営者を募集している藤岡インターチェンジ周辺農園団地において、イチゴ栽培を始めました。これからイチゴの収穫・販売が本格化するなかで、直売には来客用の駐車場の確保が必要で、併せて従業員用駐車場及び資材置場も不足するため、露天駐車場及び資材置場として利用したいとの申出であります。タブレットの次ページ除外⑪の土地利用計画図をご覧ください。航空写真がありますが、申出地の下(南側)2棟ある内の右にあるハウスがIさんのハウスで、その左側のハウスは先程除外⑩で説明したSさんのハウスとなります。左側の図をご覧ください。土地利用計画については直売来客者用及び従業員用の駐車場（17台分）と、育苗ハウス、資材置場、通路及び回り場で2,022㎡が必要との申出で、農

振除外の1号要件は規模の妥当性となりますが、適当な規模と判断しました。タブレットの次ページ、除外⑩の航空写真図をご覧ください。赤く表示してある部分が申出地で、その上(北側)が先ほど説明した除外⑩の申出地となります。この航空写真には、Iさんのハウスの記載表示が抜け落ちていました。申し訳ありません。なお、ハウスの位置については先程説明したとおり、申出地の下(南側)の半分のところとなります。農振農用地の状況としては、除外⑩と同じく、集団の農用地の縁辺部に位置しており、除外転用されても、支障はないと判断しました。5号・6号要件の土地改良施設についても除外⑩と同じく、中村堰土地改良区が管理する農業用水路がありますが、工事にあたっては土地改良施設を毀損しないよう、また用水の機能に影響を及ぼすことがないように施工するとのこと。以上、6要件の全てと、他法令の許認可の見込みを満たすものと判断されますので、除外もやむを得ないと考えています。以上、11件が令和6年度下期の除外申出の概要となります。議案第12号農業振興地域整備計画の重要変更について、の概要説明は以上となります。

議長 　　ただ今、議案第12号について農政課の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　　特に意見もないようですので、議案第12号藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に対する意見について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 　　異議なしと認め、議案第12号藤岡農業振興地域整備計画(重要変更)に対する意見については、そのように決定します。

(農政課退室)

議長 　　続いて、報告第3号・4号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 　　はい、ご説明いたします。議案書12ページをご覧ください。報告第3号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5条が2件ございます。詳細については13ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第4号ですが、議案書14ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、5条の許可証明が2件、受理証明が1件、納税猶予に関する適格者証明が1件の計4件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いたします。

議長

ただ今、報告第3号・4号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和7年第2回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14時36分)